

新 旧 対 照 表

(新)

高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条 ～ 第10条 略

(附 則)

1～3 略

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(1) ～ (2) 略	(略)	(略)
	(3) 新卒者(手技向上) [過去に(1)の研修を修了した者で、病院等が実施する手技向上研修を受講する者(最大20日間)] 研修受講者1人当たり 10,500円/日		
	(4) 新卒者(病院看護の理解促進) [過去に(1)の研修を修了した者で、病院等が実施する病院看護の理解促進研修を受講する者(最大60日間)] 研修受講者1人当たり 10,500円/日		

(旧)

高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条 ～ 第10条 略

(附 則)

1～3 略

別表第1 (第3条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(1) ～ (2) 略	(略)	(略)
	(3) 新卒者(手技向上) [前年度に(1)の研修を修了した者で、病院等が実施する手技向上研修を受講する者(最大20日間)] 研修受講者1人当たり 10,500円/日		
	(4) 新卒者(病院看護の理解促進) [前々年度に(1)の研修を修了した者で、病院等が実施する病院看護の理解促進研修を受講する者(最大60日間)] 研修受講者1人当たり 10,500円/日		

	(5) ～ (7) 略		
--	-------------	--	--

別表第2 略

別記第1号様式 ～ 第5号様式 略

別紙1 ～ 別紙9 略

	(5) ～ (7) 略		
--	-------------	--	--

別表第2 略

別記第1号様式 ～ 第5号様式 略

別紙1 ～ 別紙9 略